

# 兵庫県公報

平成18年10月24日 火曜日 第 1819 号

発行人

兵庫県

神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

- 住居表示の実施に伴う加古郡播磨町の区域内における町の設定、字の区域変更及び字の廃止（市町振興課） ..... 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課） ..... 6
- 同 上（同） ..... 7
- 農地保有合理化事業規程の変更承認（農業経営課） ..... 10
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） ..... 10
- 土地改良区営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同） ..... 11
- 土地改良区の解散認可（同） ..... 12
- 土地改良区清算人の就任の届出（同） ..... 12
- 国土調査の成果の認証（同） ..... 12
- 漁船保険の付保義務の消滅（水産課） ..... 13
- 漁船保険の付保義務の発生（同） ..... 13
- 公共測量が終了した旨の通知（契約・建設業室） ..... 13
- 昭和53年兵庫県告示第767号の9（建設業法施行細則第2条に規定する閲覧所の場所）の一部改正（同） ..... 13
- 河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物（中播磨県民局） ..... 14
- 平成18年兵庫県告示第306号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課） ..... 14
- 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課） ..... 14
- 都市計画の変更についての案の縦覧（同） ..... 15
- 宅地建物取引業者の事務所の所在地等の不確知（土地対策室） ..... 15

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課） ..... 15
- 同 上（同） ..... 16
- 同 上（同） ..... 17
- 同 上（同） ..... 18
- 同 上（同） ..... 18
- 同 上（同） ..... 19
- 同 上（同） ..... 20
- 同 上（同） ..... 21
- 同 上（同） ..... 21
- 同 上（同） ..... 22
- 同 上（同） ..... 23
- 同 上（同） ..... 23
- 同 上（同） ..... 24
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同） ..... 25
- 同 上（同） ..... 26
- 同 上（同） ..... 26
- 同 上（同） ..... 27
- 同 上（同） ..... 28
- 同 上（同） ..... 29

○同 上(同) .....29

○同 上(同) .....30

○同 上(同) .....31

○同 上(同) .....31

○同 上(同) .....32

○同 上(同) .....33

○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(まちづくり課) .....34

○大規模小売店舗の変更に関する届出(阪神南県民局) .....34

○落札者等の公示(管理課) .....35

○同 上(同) .....35

辞 令

○山口 徹 .....36

告 示

兵庫県告示第 1075 号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示の実施に伴い、加古郡播磨町の区域内において、次のとおり、町の設定、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、播磨町長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成18年11月6日からその効力を生ずるものとする。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

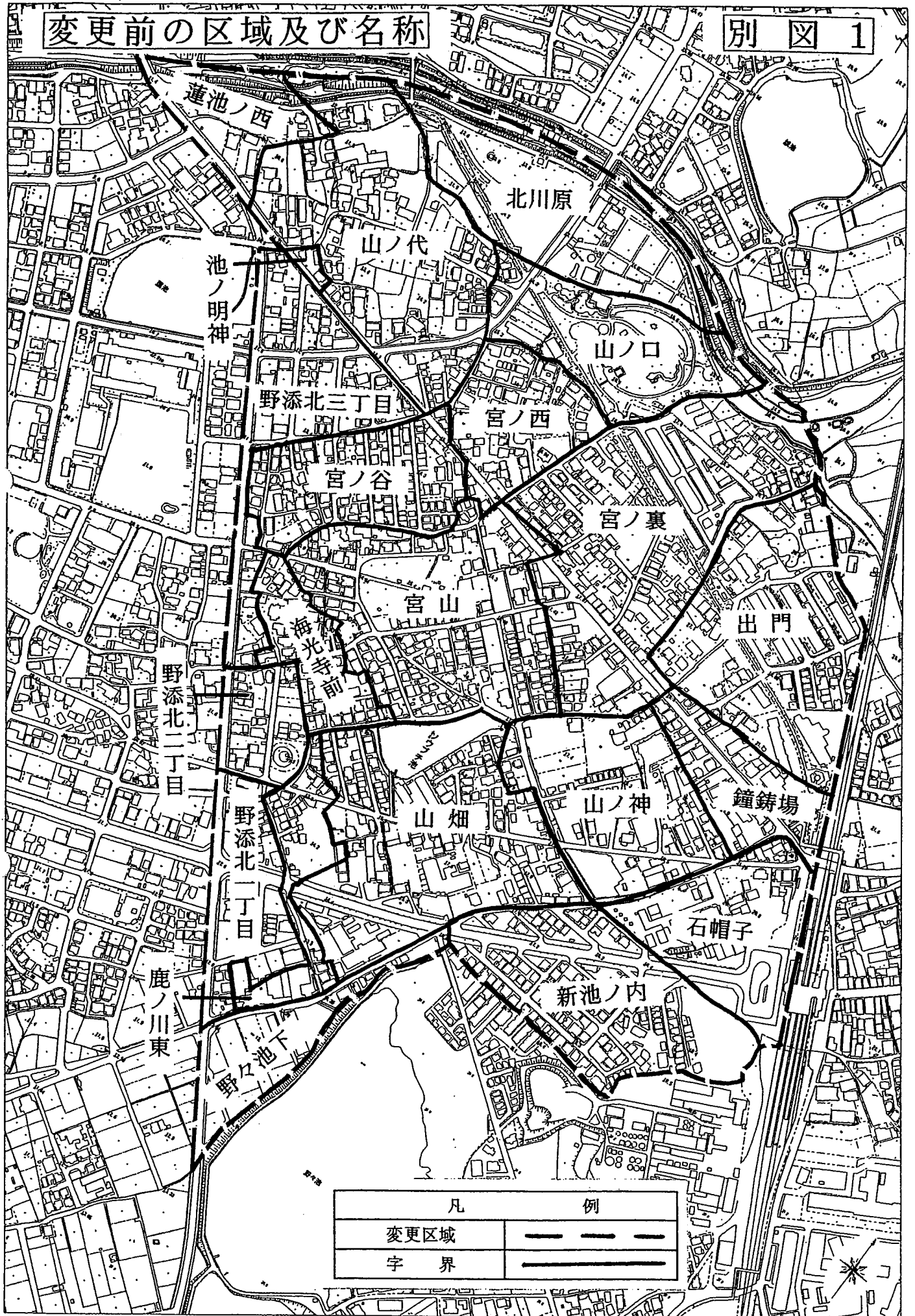
変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる変更前の字名
上野添一丁目	加古川市との市町界 西日本旅客鉄道軌道敷の西側 県道別府平岡線の南側 町道野添宮ノ西線の東側 町道野添県住線の東側 野添字宮ノ裏1779の1及び同1780の各西筆界 喜瀬川の中心線	野添字鐘鋳場の一部 野添字出門の一部 野添字宮ノ裏の一部 野添字宮山の一部
上野添二丁目	喜瀬川の中心線 野添字宮ノ裏1779の1及び同1780の各西筆界 町道野添県住線の東側 町道野添宮ノ西線の東側 県道別府平岡線の南側 町道平岡野添線の東側	野添字北川原の一部 野添字山ノ口の一部 野添字宮ノ西の一部 野添字宮ノ谷の一部 野添字山ノ代の一部
上野添三丁目	町道平岡野添線の東側 県道別府平岡線の南側	野添字北川原の一部 野添字山ノ口の一部

	喜瀬川の中心線	野添字山ノ代の一部 野添字池ノ明神 野添字蓮池ノ西
北野添一丁目	西日本旅客鉄道軌道敷の西側 明石市との市町界 町道大中二見線の西側 町道土山新島線の南側	野添字石帽子の一部 二子字新池ノ内の一部 二子字野々池下の一部 野添字山畑の一部 野添字鹿ノ川東の一部 野添北一丁目の一部
北野添二丁目	西日本旅客鉄道軌道敷の西側 町道土山新島線の南側 町道大中二見線の西側 町道鹿ノ川宮ノ裏線の南側 県道別府平岡線の南側	野添字石帽子の一部 野添字鐘鋳場の一部 野添字山ノ神 野添字宮ノ裏の一部 野添字宮山の一部 野添字山畑の一部 野添字鹿ノ川東の一部 野添字海光寺前的一部分 二子字新池ノ内的一部分 二子字野々池下的一部分 野添北一丁目的一部分 野添北二丁目
北野添三丁目	町道鹿ノ川宮ノ裏線の南側 町道大中二見線の西側 町道大西山ノ代線の南側 県道別府平岡線の南側	野添字宮ノ裏の一部 野添字宮山の一部 野添字宮ノ西の一部 野添字宮ノ谷の一部 野添字海光寺前的一部分 野添北三丁目

変更前の区域及び名称

別図 1





## 兵庫県告示第 1076 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
小澤染工株式会社  
西脇市下戸田158  
代表取締役 小澤正弘
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
小澤染工株式会社  
西脇市下戸田158
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	19号ト 染色施設（1基）	
能	力	50kg/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後15日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時15分～22時 12時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	11	12
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	300	400
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	400	500
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	80	100
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L)	20	25
	り ん 含 有 量 (単 位 mg/L)	10	15
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位 ml/日）		52	58

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減は無い。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成18年10月24日から同年11月14日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び西脇市福祉生活部生活環境課

兵庫県告示第 1077 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
東洋化成工業株式会社 高砂工場  
高砂市曾根町2900  
工場長 妹尾敏昭
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
東洋化成工業株式会社 高砂工場  
高砂市曾根町2900

(3) 特定施設に関する事項

種 類	46号ろ過施設 (No.1～No.4)			46号ろ過施設 (No.5～No.7)			46号ニ 廃ガス洗浄施設		
	通 常	最 大	最 大	通 常	最 大	最 大	通 常	最 大	最 大
能 力	510 L			760 L			1,800m <sup>3</sup> /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3箇月			同 左			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			同 左			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	変動なし			同 左			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	最 大	通 常	最 大	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	7～8	6～9	7～8	6～9	6～9	7～8	7～8	7～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	40	70	40	70	70	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30	50	30	50	50	1,000	2,500	2,500
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	20	30	20	30	30	100	150	150
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量 (単位 mg/L)	15	30	15	30	30	30	50	50
	窒素含有量 (単位 mg/L)	20	30	20	30	30	10	15	15
	りん含有量 (単位 mg/L)	3	5	3	5	5	1	2	2
	ジクロロメタン (単位 mg/L)	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0.51/基	0.51/基	0.76/基	0.76/基	0.76/基	0.02未満	1.58	1.58

46号ニ 廃ガス洗浄施設		71号の6 ジクロロメタンによる蒸留施設 (No.1)		71号の6 ジクロロメタンによる蒸留施設 (No.2、3)	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
同 左		伝熱面積42.4㎡		伝熱面積65.4㎡	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		着手後6箇月	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
12.5以上	14	7～8	6～9	7～8	6～9
—	—	40	70	40	70
2,000	3,000	30	50	30	50
100	150	20	30	20	30
30	50	15	30	15	30
10	15	20	30	20	30
1	2	3	5	3	5
0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
1.58	1.58	10	10	16/基	16/基

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水量は、116㎡減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成18年10月24日から同年11月14日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

兵庫県告示第 1078 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定により、神戸市が定めた農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

なお、当該承認に係る変更の内容は、次のとおりである。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 変更の内容

（事業実施の基本方針等）：中核農家登録制度の廃止等による事業対象者の整理

兵庫県告示第 1079 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 津名土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	今田 廸万	淡路市大町上909番地
同	大迎 敏	同 市大町下1091番地 3
同	中尾 誠七	同 市大町畑1082番地 3
同	船越 隆好	同 市木曾上800番地 3
同	高田 公	同 市木曾下367番地
同	船越 稔弘	同 市木曾上1377番地
同	平野 文夫	同 市木曾上畑514番地
同	桑島 勇	同 市中田14番地14
同	向田 弘	同 市中田1680番地
同	船越 正秀	同 市中田3961番地
同	佐藤 利三郎	同 市池ノ内569番地 2
同	平松 章	同 市王子819番地
同	柏木 和三郎	同 市志筑3306番地
監事	高田 武	同 市木曾上畑414番地 2
同	出畑 和夫	同 市中田791番地 1
同	出雲 清	同 市中田676番地 2

就任役員

役員区分	氏名	住所
理事	谷岡 清輝	淡路市大町上204番地 5
同	大向 利寛	同 市大町下1188番地
同	中尾 誠七	同 市大町畑1082番地 3
同	船越 隆好	同 市木曾上800番地 3
同	高田 公	同 市木曾下367番地
同	水坪 宣博	同 市木曾上1675番地 2
同	西川 幸彦	同 市木曾上畑819番地
同	永西 弘	同 市中田522番地
同	牛田 秀雄	同 市中田2106番地 3

同	松	田	義	秋	同	市中田3885番地
同	遠	松	和	寛	同	市池ノ内637番地
同	平	松		章	同	市王子819番地
同	門		康	彦	同	市志筑1438番地 1
監 事	高	田		武	同	市木曾上畑414番地 2
同	出	畑	和	夫	同	市中田791番地 1
同	出	雲		清	同	市中田676番地 2

2 幕山土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏	名	住	所
理 事	高	本 一 三	佐用郡佐用町才金408番地 3	
同	石	堂 順 平	同 郡同 町大垣内795番地	
同	三	宅 信 雄	同 郡同 町大垣内114番地	
同	山	本 嘉 人	同 郡同 町本郷96番地	
同	谷	口 茂 信	同 郡同 町本郷341番地	
同	高	見 政 次	同 郡同 町本郷621番地	
同	蔭	山 裕 昭	同 郡同 町福吉528番地 1	
同	上	村 昭 一	同 郡同 町福吉404番地 3	
同	妹	尾 巖	同 郡同 町才金645番地	
同	妹	尾 定 二	同 郡同 町才金466番地	
同	谷	口 登	同 郡同 町才金68番地 2	
監 事	反	橋 敏 弘	同 郡同 町大垣内279番地 2	
同	森	口 慶 熙	同 郡同 町才金963番地 1	

就任役員

役員の区分

	氏	名	住	所
理 事	高	本 一 三	佐用郡佐用町才金408番地 3	
同	石	堂 順 平	同 郡同 町大垣内795番地	
同	三	宅 信 雄	同 郡同 町大垣内114番地	
同	山	本 孝 行	同 郡同 町本郷122番地 2	
同	谷	口 茂 信	同 郡同 町本郷341番地	
同	高	見 政 次	同 郡同 町本郷621番地	
同	蔭	山 裕 昭	同 郡同 町福吉528番地 1	
同	上	村 昭 一	同 郡同 町福吉404番地 3	
同	妹	尾 巖	同 郡同 町才金645番地	
同	山	口 正 一	同 郡同 町才金566番地	
同	谷	口 登	同 郡同 町才金68番地 2	
監 事	反	橋 敏 弘	同 郡同 町大垣内279番地 2	
同	森	口 慶 熙	同 郡同 町才金963番地 1	

兵庫県告示第 1080 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所

成谷土地改良区

成 谷 地 区

平成18年10月24日から  
同 年11月13日まで

三 田 市 役 所

## 兵庫県告示第 1081 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
赤松細野土地改良区	平成18年10月5日

## 兵庫県告示第 1082 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 赤松細野土地改良区

氏 名	住 所
野 村 正 紀	赤穂郡上郡町赤松540番地
久 保 好 則	同 郡同 町細野488番地
本 田 章 博	同 郡同 町赤松363番地の3
塚 本 敏 晴	同 郡同 町赤松435番地の2
築 山 博 茂	同 郡同 町赤松292番地
森 井 徹 男	同 郡同 町赤松570番地の1
森 井 博 志	同 郡同 町赤松671番地の2
藤 本 稔	同 郡同 町赤松296番地
久 保 敬 文	同 郡同 町細野495番地
奥 川 邦 男	同 郡同 町細野50番地
辻 正 夫	同 郡同 町赤松227番地の1
奥 川 晴 彦	同 郡同 町細野235番地

## 兵庫県告示第 1083 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
宍粟市
- (2) 調査を行った期間  
平成16年1月から平成18年1月まで
- (3) 成果の名称  
宍粟市（波賀町谷の一部①、②）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
宍粟市波賀町谷の一部
- (5) 認証年月日  
平成18年10月12日

- 2(1) 調査を行った者の名称  
宍粟市
- (2) 調査を行った期間  
平成16年9月から平成18年1月まで
- (3) 成果の名称  
宍粟市（波賀町戸倉の一部①）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
宍粟市波賀町戸倉の一部
- (5) 認証年月日  
平成18年10月12日

~~~~~

**兵庫県告示第 1084 号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成14年兵庫県告示第1332号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成18年11月3日限りで消滅する。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

由良町中央加入区  
由良加入区  
東由良町加入区

~~~~~

**兵庫県告示第 1085 号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成18年11月4日から発生する。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

由良町中央加入区  
由良加入区  
東由良町加入区

~~~~~

**兵庫県告示第 1086 号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、龍野市大道南農住組合長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（出来高確認測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成18年4月18日から平成18年8月31日まで
- 3 作業地域  
たつの市龍野町大道地内

~~~~~

**兵庫県告示第 1087 号**

昭和53年兵庫県告示第767号の9（建設業法施行細則第2条に規定する閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「建設業法施行細則」を「建設業に関する手続を定める規則」に、「兵庫県県土整備部企画調整局総務課」を「兵庫県県土整備部県土企画局契約・建設業室」に改める。

兵庫県告示第 1088 号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき除却し、保管した工作物について、同条第 5 項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成18年10月24日

河川管理者

中播磨県民局長 原 田 彰

1 保管した工作物

別表のとおり

2 当該工作物の保管の場所

姫路市船津町3619番地

3 保管した工作物の返還の手続

工作物の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表 保管した工作物

保管した工作物			保管した工作物が設置されていた場所	除却した年月日時	備考
名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時	
倉庫	木造	一式	姫路市飾東町唐端新107番1地先	平成18年 9 月21日15時	解体前 面積約 45平方 メートル
				平成18年 9 月21日17時	
倉庫	木造	一式	姫路市飾東町唐端新107番1地先	平成18年 9 月21日15時	解体前 面積約 8.75平方 メートル
				平成18年 9 月21日17時	

兵庫県告示第 1089 号

平成18年兵庫県告示第306号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表地番の欄中「126番1」の右に「、126番3」を、「129番」の右に「、131番、134番1、134番10、135番1」を、「128番から129番に至る地先の道路敷の一部」の右に「、131番地先の道路敷」を加える。

兵庫県告示第 1090 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画道路

3.5.152号二見尾上線

2 都市計画を変更する土地の区域

加古川市尾上町養田字石舟

兵庫県告示第 1091 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画道路  
3.4.146号中津水足線  
3.4.148号米田平荘線
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域  
[3.4.146号中津水足線]  
加古川市加古川町中津字高田、字奥郷及び字出合  
[3.4.148号米田平荘線]  
加古川市東神吉町出河原字堤ノ下及び字切戸
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成18年10月24日から同年11月7日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び加古川市都市計画部都市政策局都市計画課

兵庫県告示第 1092 号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公示する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により、告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成18年10月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 宅地建物取引業者  
商号又は名称 エコーハウス株式会社  
代表者氏名 児玉 総一郎  
事務所所在地 加古川市野口町良野107番地  
免許番号 兵庫県知事(2)第401051号  
免許年月日 平成15年11月19日
- 2 処分内容  
免許の取消し

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人みんな大好きの会の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。